

## 溶接ヒューム：個人ばく露測定の時期

### 環境・健康

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質）が新たに特化則の特定化学物質となり、金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者に溶接ヒューム濃度の測定などが義務付けられました。

溶接ヒューム濃度の測定（個人ばく露測定）の時期を下記に示しました。

### 溶接ヒューム濃度の測定（個人ばく露測定）の時期

※現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、

⇒令和4年3月31までに溶接ヒューム濃度の測定（個人ばく露測定）を行う。

（新規、変更にかかわらず測定する。）

※令和4年4月1日以降、継続して金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場は、

⇒当該作業の方法を新たに採用し、または変更しようとするときは、あらかじめ、溶接ヒューム濃度の測定（個人ばく露測定）を行う。

（新規、あるいは変更するアーク溶接作業を本格的に開始する前に測定する。）

☆「変更しようとするとき」には、以下の場合があります。

- ・溶接方法が変更された場合
- ・溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与える場合（溶接ヒューム濃度への影響が小さい変更は含まれません。）

※令和4年4月1日以降、測定結果に応じて排気風量の増加等必要な措置を講じたときは、

⇒再度、溶接ヒューム濃度の測定（個人ばく露測定）を行う。

### kes サポート

目的	課題	kes サポート
把握	作業環境への有害物の発散状況	作業環境測定
	作業者の有害物のばく露状況	個人ばく露測定
	既設の局所排気装置の性能	局所排気装置性能検査
改善	作業環境への有害物の発散抑制	排・換気設備の改善・設置
	有害物の体内侵入防止	呼吸用保護具、保護手袋等の使用
教育	有害物取扱い作業者の衛生意識の向上	労働衛生教育